

## モニタリング計画の概要及び評価シート作成について

### 1. モニタリング計画の策定の経緯

- 日本政府は、平成29年2月にユネスコ世界遺産センターに対し、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産推薦地（以下、「本推薦地」という。）の世界遺産一覧表記載推薦書（以下、「推薦書」という。）を提出した。
- 平成30年5月には、世界遺産委員会の諮問機関である国際自然保護連合（IUCN）より、本推薦書への勧告及び指摘を取りまとめた評価報告書が示され、本推薦地は、「登録延期」の勧告及び、記載基準（クライテリア）の適合の可否、推薦区域の設定の見直しや絶滅危惧種・固有種等の総合的なモニタリングシステムの構築の必要性等の指摘を受けた。
- そのため、日本政府は一旦、本推薦書を取り下げ、その後、IUCNからの指摘事項について速やかに対応し、平成31年2月に推薦書を再提出した。
- 推薦書の再提出と併せて、環境省、林野庁及び関係地方公共団体は、本推薦地の「地域連絡会議」及び地域連絡会議のもとに設置された「地域部会」、学識経験者によって構成される「科学委員会」のもとに設置された「奄美ワーキンググループ」及び「沖縄ワーキンググループ」における検討を経て、令和元年8月に本推薦地の「モニタリング計画」（資料4-4）を策定した※。

※世界遺産への登録に伴い、本科学委員会で改定案を検討（資料4-4）。

### 2. モニタリング計画の運用について

- モニタリング計画の運用においては、計画された20のモニタリング指標について、公開データや、管理機関（関係行政機関）が実施する調査データ等を用いて、科学委員会からの助言を踏まえ、管理機関において評価シートを作成する。
- 作成した評価シートは、希少種の保護等に差し支えない範囲で公表される。具体的な作業プロセスは図1となっている。
- モニタリング計画は令和元年8月から運用を開始している。令和元年度の評価シート作成にあたっては、令和2年度に関係行政機関にデータ共有を依頼し、提供のあったデータについて集計等を行い、それをもとに環境省等で評価シートの作成を行っている。

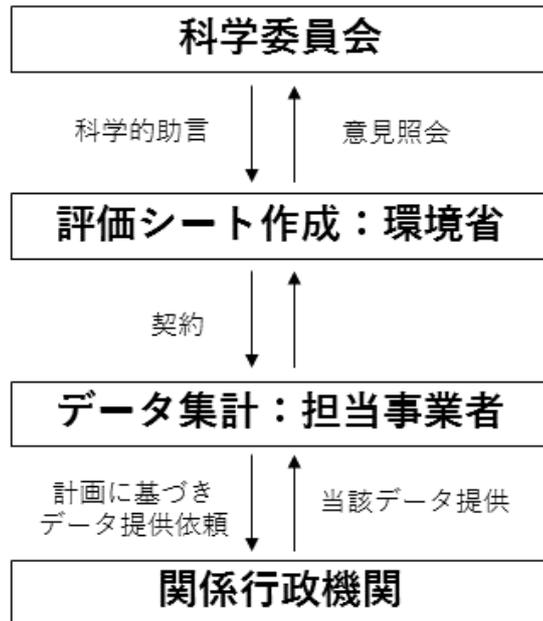


図1. 評価シート作成の手順